

OSS 申請共同利用システム  
操作マニュアル

【依頼人編 移転一時】

令和 7 年 1 月

【2. 4 版】

【無断複製、転載、再配布厳禁】

公益財団法人 自動車情報利活用促進協会

## 目次

1. 主な OSS 申請の流れ .....	1-1
1.1 主な OSS 申請の流れと本システムの機能 .....	1-1
1.1.1 ステータス遷移及び利用機能について .....	1-1
2. 依頼人編_担当者業務_移転一時 .....	2-3
2.1 依頼データ初期登録 .....	2-3
2.1.1 依頼データ初期登録 .....	2-3
2.2 依頼データ検索 .....	2-4
2.2.1 依頼データ検索 .....	2-4
2.2.2 依頼データ照会 .....	2-7
2.2.3 依頼データ更新 .....	2-12
2.2.4 電子委任状設定 .....	2-20
2.2.5 預入電子委任状設定（旧所有者） .....	2-22
2.2.6 預入電子委任状設定（所有者） .....	2-23
2.2.7 預入電子委任状設定解除 .....	2-24
2.2.8 依頼データ削除 .....	2-25
2.2.9 入力補助(住所コード) .....	2-26
2.2.10 入力補助(申請テンプレート) .....	2-27
2.3 申請データ検索 .....	2-29
2.3.1 申請データ検索 .....	2-29
2.3.2 申請データ照会 .....	2-32
2.3.3 添付書類データ更新 .....	2-37
2.3.4 メモ更新 .....	2-39
2.4 依頼データ一括送信 .....	2-40
2.4.1 依頼データ一括送信 .....	2-40

# 1 主な OSS 申請の流れ

## 1.1 主な OSS 申請の流れと本システムの機能

### 1.1.1 ステータス遷移及び利用機能について

## 1. 主な OSS 申請の流れ

### 1.1 主な OSS 申請の流れと本システムの機能

#### 1.1.1 ステータス遷移及び利用機能について

本システムのステータス、OSS より取得するステータスの遷移及び各ステータスにおける利用機能等を以下に示す。

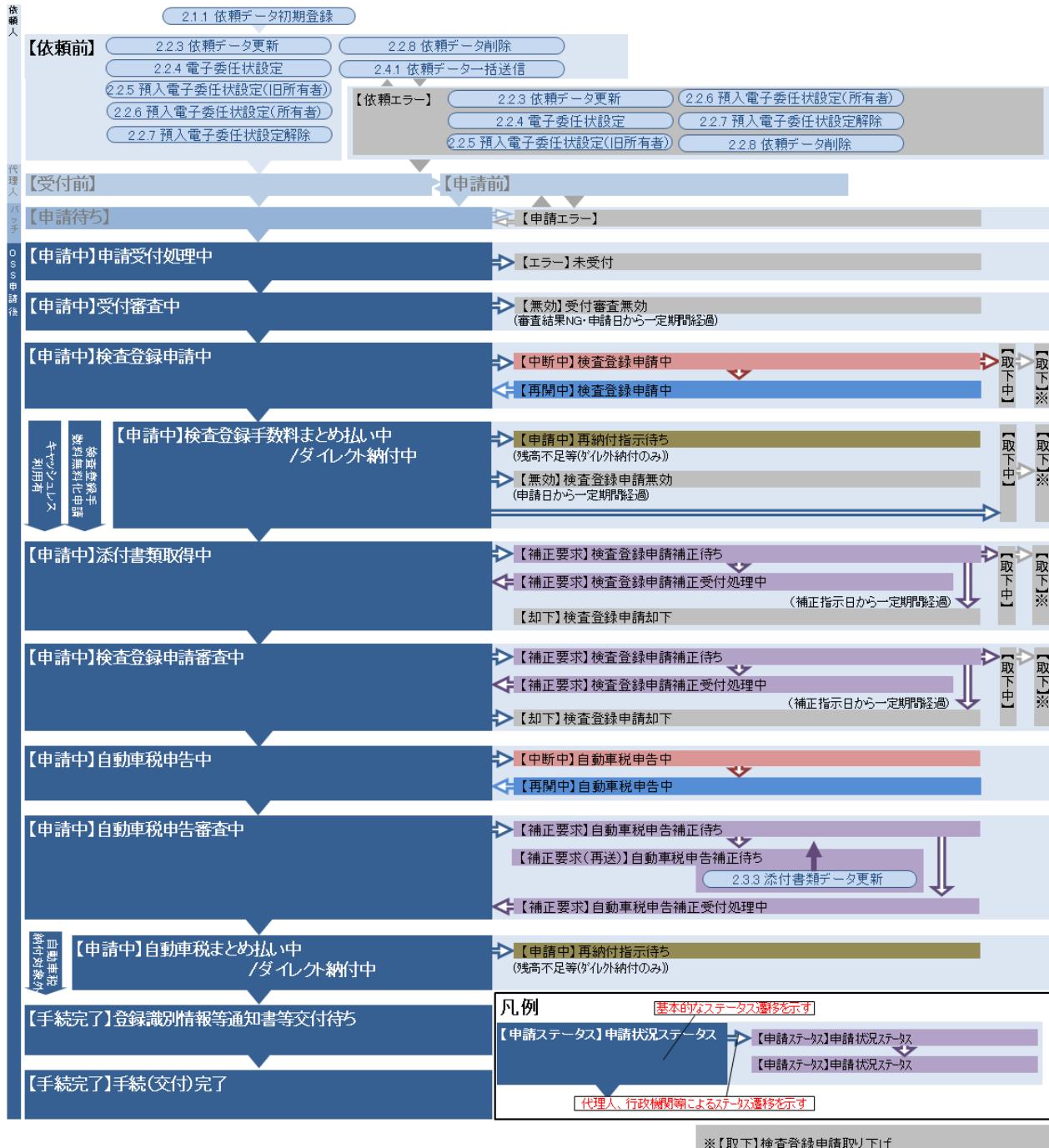


図 1-1 OSS 申請の流れ(ステータス遷移及び利用機能一覧) (1/2)

## 1 主な OSS 申請の流れ

- 1.1 主な OSS 申請の流れと本システムの機能
- 1.1.1 ステータス遷移及び利用機能について

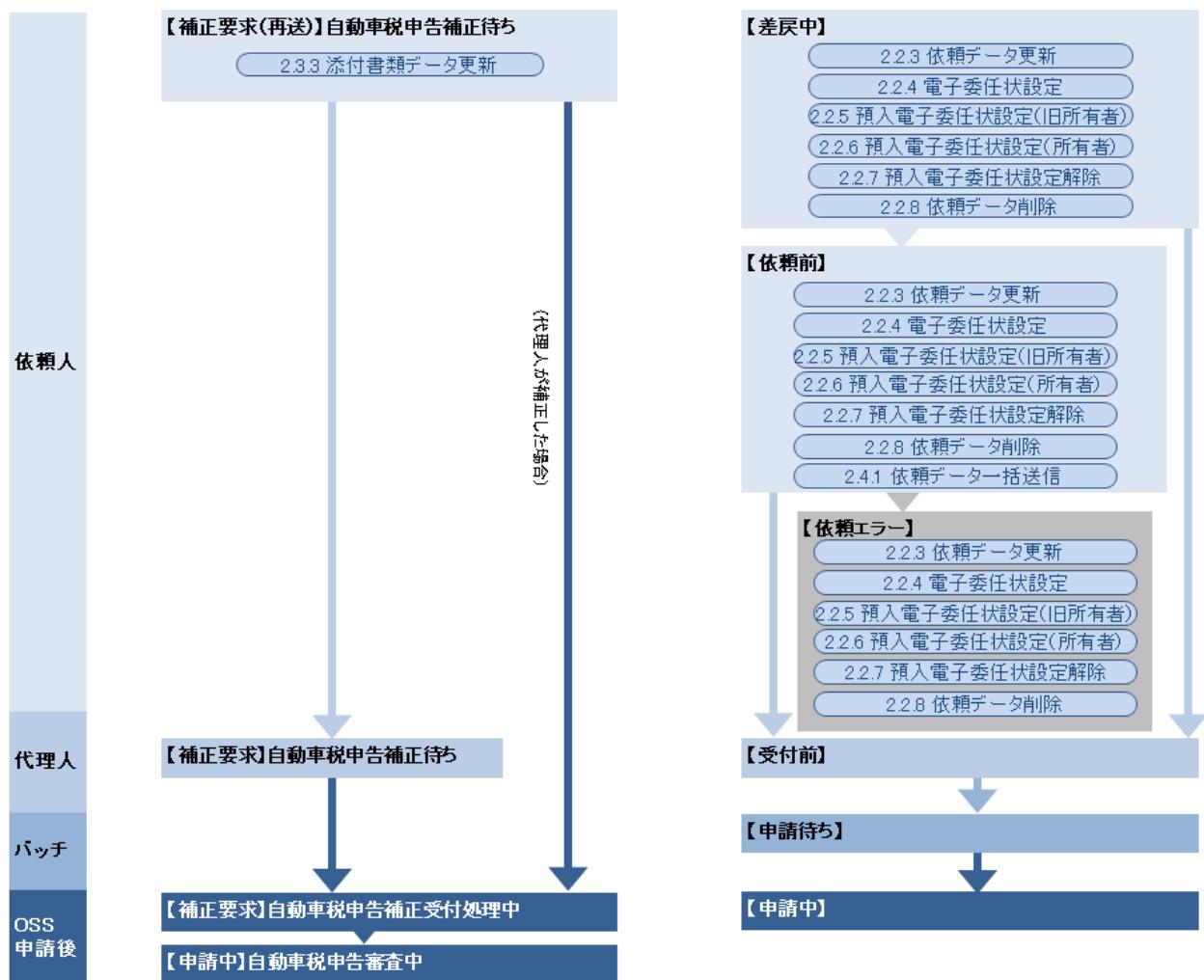


図 1-2 OSS 申請の流れ(ステータス遷移及び利用機能一覧)(2/2)

表 1-1 凡例詳細

図	説明
【申請ステータス】申請状況ステータス	ステータスを示す。
【申請ステータス】申請状況ステータス	(括弧内に「申請ステータス名」、括弧外に「申請状況ステータス名」)
【申請ステータス】申請状況ステータス (色はステータスの種類による)	
ステータスA ↓ ステータスB	基本的なステータス遷移を示す。 (ステータスAからステータスBに遷移することが基本的な遷移であることを示す) (本システムの操作又はOSSに一定間隔で状況照会を行うことで遷移する)
➡ ➡ ➡ ➡ ➡ ➡ (色はステータスの種類による)	本システムでの操作によるステータス遷移を示す。
➡ ➡ ➡ ➡ ➡ ➡ (白抜き矢印。色はステータスの種類による)	本システムでの操作によらず、申請内容の不備や代理人の操作、行政機関による無効、却下、補正要求、OSSへの再納付指示が必要な場合のステータス遷移を示す。
XXX 機能名	使用できる機能名と、マニュアルでの章番号を示す。
ステータスA ➡> ステータスB ([条件])	[条件]に当てはまる場合、自動的にステータスBに遷移することを示す。
ステータスA ↓ ステータスB ↓ ステータスC ↓ ステータスD	ステータスAからの遷移時に[条件1]に当てはまる場合、ステータスBを経ずにステータスCへ遷移することを示す。 ステータスAからの遷移時に[条件1]、[条件2]に当てはまる場合、ステータスB、ステータスCを経ずにステータスDに遷移することを示す。 ステータスBからの遷移時に[条件2]に当てはまる場合、ステータスCを経ずにステータスDに遷移することを示す。

## 2 依頼人編\_担当者業務\_移転一時

### 2.1 依頼データ初期登録

#### 2.1.1 依頼データ初期登録

## 2. 依頼人編\_担当者業務\_移転一時

### 2.1 依頼データ初期登録

依頼データ初期登録への遷移を以下に示す。



図 2-1 依頼データ初期登録への遷移

#### 2.1.1 依頼データ初期登録

##### (1) 概要

移転一時依頼データを依頼人起点で初期登録する。

##### (2) 画面

###### (A) 依頼データ初期登録

###### (a) レイアウト

依頼データ初期登録画面のレイアウトを以下に示す。

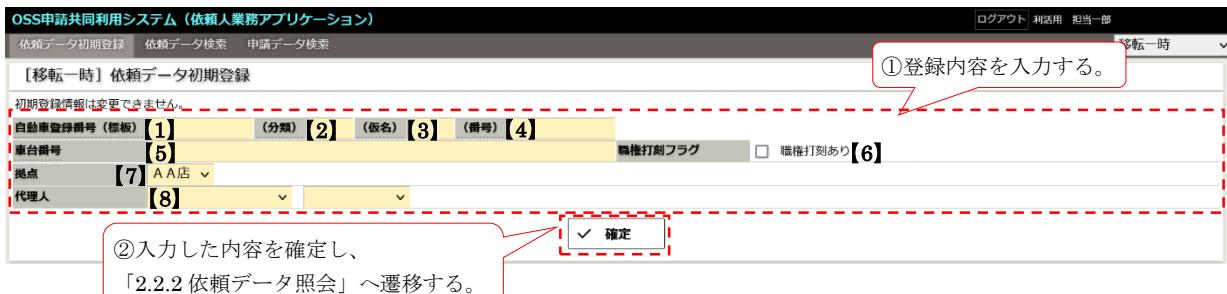


図 2-2 依頼データ初期登録画面

##### (3) 入力項目

依頼データ初期登録画面の入力項目を以下に示す。

表 2-1 依頼データ初期登録画面の入力項目

項目名	文字種	入力可能範囲
【1】 自動車登録番号(標板)	全角	1~4 文字
【2】 自動車登録番号(分類)	自動車登録番号(分類)	1~3 文字
【3】 自動車登録番号(仮名)	自動車登録番号(仮名)(自家用のみ)	1 文字
【4】 自動車登録番号(番号)	自動車登録番号(番号)	1~4 桁
【5】 車台番号	半角英大文字数字(ハイフン)	1~42 文字
【6】 職権打刻フラグ	—	—
【7】 拠点	—	—
【8】 代理人	—	—

##### (4) 特記事項

- ①登録した情報の変更は不可。登録内容に誤りがある場合は、依頼データ削除を行ったのち、再度、依頼データ初期登録を行うこと。

## 2 依頼人編\_担当者業務\_移転一時

### 2.2 依頼データ検索

#### 2.2.1 依頼データ検索

## 2.2 依頼データ検索

依頼データ検索への遷移を以下に示す。



図 2-3 依頼データ検索への遷移

### 2.2.1 依頼データ検索

#### (1) 概要

移転一時依頼データの検索及び検索結果を一覧表示する。

#### (2) 画面

##### (A) 依頼データ検索

###### (a) レイアウト

依頼データ検索画面のレイアウトを以下に示す。

図 2-4 依頼データ検索画面

## (b) ステータス

依頼データ検索画面で表示される申請ステータス及び利用可能な機能を以下に示す。

表 2-2 依頼データ検索画面で表示される申請ステータス及び利用可能な機能

項目番	申請ステータス	利用可能な機能
1	依頼前	依頼データ更新 電子委任状設定 預入電子委任状設定（旧所有者） 預入電子委任状設定（所有者） 預入電子委任状設定解除 依頼データ削除
2	受付前	—
3	申請前	—
4	差戻中	依頼データ更新 電子委任状設定 預入電子委任状設定（旧所有者） 預入電子委任状設定（所有者） 預入電子委任状設定解除 依頼データ削除
5	申請待ち	—
6	申請エラー	—
7	依頼エラー	依頼データ更新 電子委任状設定 預入電子委任状設定（旧所有者） 預入電子委任状設定（所有者） 預入電子委任状設定解除 依頼データ削除

## (3) 入力項目

依頼データ検索画面の入力項目を以下に示す。

表 2-3 依頼データ検索画面の入力項目

項目名	文字種	入力可能範囲	検索条件
【1】 申請 ID	数値	1~9999999999	完全一致
【2】 自動車登録番号(標板)	全角	1~4 文字	前方一致
【3】 自動車登録番号(分類)	自動車登録番号(分類)	1~3 文字	完全一致
【4】 自動車登録番号(仮名)	自動車登録番号(仮名)(自家用のみ)	1 文字	完全一致
【5】 自動車登録番号(番号)	自動車登録番号(番号)	1~4 桁	完全一致
【6】 車台番号	半角英大文字数字(ハイフン)	1~42 文字	後方一致
【7】 キャッシュレス利用	—	—	—
【8】 申請種別	—	—	—
【9】 申請ステータス	—	—	—
【10】 抱点	—	—	—
【11】 代理人	—	—	—
【12】 所有者	全角	1~40 文字	部分一致
【13】 使用者	全角	1~40 文字	部分一致
【14】 旧所有者	全角	1~40 文字	部分一致
【15】 申請予定日	日付	1989/1/8 ~ 2030/3/31	完全一致
【16】 メモ	—	—	—

## (4) 特記事項

①検索条件が未設定の場合、初期表示はログイン ID に紐づく依頼人組織又は依頼人拠点の全依頼データが表示される。

②表示数を選択することでページ内で表示される依頼データの件数を変更可能。

③依頼データ検索画面で使用する略称を以下に示す。

表 2-4 依頼データ検索画面で使用する略称

項目番	略称	項目名	備考
1	キヤ	キヤッショレス利用	有：有り、空欄：無し
2	メモ	メモ	有：有り、空欄：無し

## 2.2.2 依頼データ照会

## (1) 概要

登録した移転一時依頼データの照会を行う。

## (2) 画面

## (A) 依頼データ照会

## (a) レイアウト

依頼データ照会画面のレイアウトを以下に示す。

OSS申請共同利用システム（依頼人業務アプリケーション）				
依頼データ初期登録		依頼データ検索		申請データ検索
ログアウト 利活用 担当一部 移転一時				
[移転一時] 依頼データ照会				
旧車検証からの変更内容				
申請ID	100051794		申請ステータス	依頼前
自動車登録番号	品川II-300-さ-1001		申請種別	初回 依頼日時
車台番号	CAR-18010002		職権打刻フラグ	職権打刻なし 検査手数料無料化
依頼人	株式会社 A A A 車京販売 A A 販売店		依頼人更新者	利活用 担当一部 依頼人更新日時 2024/01/04 16:54
代理人	行政書士利活用一部 行政書士利活用事務所 OSS センター		代理人更新日時	
トップへ戻る				
旧車検証からの変更内容				
所有者（人格）	変更する			
使用者氏名又は名称	変更する			
使用者住所	変更する			
使用の本拠の位置	変更する			
トップへ戻る				
旧所有者				
委任状種別	紙			
名義	法人			
氏名又は名称（カナ）	キユウショユウシャシメイ		代表者名（カナ）	キユウショユウシャダイヒヨウシャメイ
氏名又は名称（漢字）	旧所有者氏名		代表者名（漢字）	旧所有者代表者名
郵便番号	333-3333	電話番号	33-3333-3333 生年月日	
住所1	東京都中央区築地			
住所2	3 3 丁目 3 3 - 3 3		住所（建物名等）	旧所有者建物名
氏名や住所の繋がりが証明できる書面 添付なし				
トップへ戻る				
所有者				
委任状種別	紙			
名義	法人 所有者コード			
氏名又は名称（カナ）	ショウウシャシメイ		代表者名（カナ）	ショウウシャダイヒヨウシャメイ
氏名又は名称（漢字）	所有者氏名		代表者名（漢字）	所有者代表者名
氏名又は名称（高水准）	所有者氏名高水准			
郵便番号	111-1111	電話番号	11-1111-1111 生年月日	
住所1	東京都中央区築地			
住所2	1 1 丁目 1 1 - 1 1 1		住所（建物名等）	所有者建物名
住所コード	130020112000		丁目	11 番地・例外コード 11-111
トップへ戻る				
使用者				
所有者と使用者	異なる			
委任状種別	紙			
名義	個人			
氏名又は名称（カナ）	シヨウシャシメイ		代表者名（カナ）	
氏名又は名称（漢字）	使用者氏名		代表者名（漢字）	
氏名又は名称（高水准）	使用者氏名高水准			
郵便番号	222-2222	電話番号	22-2222-2222 生年月日 平成 12年 02月 29日	
住所1	東京都千代田区三崎町			
住所2	2 2 丁目 2 2 - 2 2 2		住所（建物名等）	使用者建物名
住所コード	130010224000		丁目	22 番地・例外コード 22-222
トップへ戻る				
自動車及び諸条件（移転登録）				
色の変更	赤			
登録識別情報	123456			
登録の原因	完買			
原因の日付	2016/11/01			
トップへ戻る				
自動車及び諸条件（一時抹消）				
登録の原因	一時使用中止			
原因の日付	2016/11/01			
トップへ戻る				

図 2-5 依頼データ照会画面(1/2)

## 2.2 依頼データ検索

### 2.2.2 依頼データ照会

使用の本拠の位置										
使用本拠と使用者住所	兎なる 東京都中央区日本橋人形町									
住所1	44丁目44-444									
住所2	130020264000									
住所コード	丁目	44	面地・例外コード 44-444							
トップへ戻る										
<b>自動車税 (移転登録)</b>										
申告区分	移転登録									
取得原因	売買	(その他)								
種別割課税区分	課税	(その他)								
環境性能割課税区分	課税	(その他)								
自動車の用途	乗用車	(その他)								
取得前の用途	その他	(その他)	その他用途 (年数) 6							
所有形態	自己所有									
納税義務者	所有者									
古物商許可番号	検査古物-11111									
古物商許可証等1										
古物商許可証等2										
古物商許可証等3										
古物商許可証等4										
車両本体価額	111,000円	付加物価額	22,000円							
付加物の内訳 (品名)	付加物内訳									
環境性能割課税区分	02.【乗用車（ガソリン車）】平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減成車かつR12年度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：非課税）									
燃費	12.34km/l	変速機種	オートマチック車							
課税標準額	100,000円	税率	2.2%							
課税標準	101									
別送書類コード	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111
トップへ戻る										
<b>自動車税 (一時抹消)</b>										
申告区分	抹消登録									
取得原因	その他	(その他)	取得原因 (その他)							
種別割課税区分	その他	(その他)	種別割課税区分 (その他)							
環境性能割課税区分	その他	(その他)	環境性能割課税区分 (その他)							
所有形態	自己所有									
古物商許可番号	検査古物-11111									
認税備考	都道府県税認税備考									
別送書類コード	901	902	903	904						
「2.2.5 預入電子委任状設定（旧所有者）」へ遷移する。										
「2.2.4 電子委任状設定」へ遷移する。										
「2.2.3 依頼データ更新」へ遷移する。										
「2.2.6 預入電子委任状設定（所有者）」へ遷移する。										
「2.2.8 依頼データ削除」へ遷移する。										
図 2-6 依頼データ照会画面(2/2)										
前又は次申請IDの「2.2.2 依頼データ照会」へ遷移する。										
「2.2.7 預入電子委任状設定解除」を実施する。										
「2.2.8 依頼データ削除」へ遷移する。										
「2.2.7 預入電子委任状設定解除」を実施する。										
「2.2.8 依頼データ削除」へ遷移する。										

図 2-7 依頼データ照会画面のボタン表示例

## (b) ステータス

依頼データ照会画面で表示される申請ステータス及び利用可能な機能を以下に示す。

表 2-5 依頼データ照会画面で表示される申請ステータス及び利用可能な機能

項目番号	申請ステータス	利用可能な機能
1	依頼前	依頼データ更新 電子委任状設定 預入電子委任状設定（旧所有者） 預入電子委任状設定（所有者） 預入電子委任状設定解除 依頼データ削除
2	受付前	—
3	申請前	—
4	差戻中	依頼データ更新 電子委任状設定 預入電子委任状設定（旧所有者） 預入電子委任状設定（所有者） 預入電子委任状設定解除 依頼データ削除
5	申請待ち	—
6	申請エラー	—
7	依頼エラー	依頼データ更新 電子委任状設定 預入電子委任状設定（旧所有者） 預入電子委任状設定（所有者） 預入電子委任状設定解除 依頼データ削除

## (3) 入力項目

特になし。

**(4) 特記事項****(A) 依頼データ照会**

① 「預入電子委任状設定解除」を選択した場合、設定されている預入電子委任状を解除する。

**(B) 依頼データ更新**

依頼データ更新の利用条件を以下に示す。

① 依頼データ更新が利用可能な「申請ステータス」を以下に示す。

- 依頼前
- 差戻中
- 依頼エラー

**(C) 電子委任状設定**

電子委任状設定の利用条件を以下に示す。

① 電子委任状設定が利用可能な「申請ステータス」を以下に示す。

- 依頼前
- 差戻中
- 依頼エラー

**(D) 預入電子委任状設定（旧所有者）**

預入電子委任状設定（旧所有者）の利用条件を以下に示す。

① 預入電子委任状設定（旧所有者）は、以下の条件を全て満たす場合に利用可能。

- 利用開始日を経過している依頼人証明書が存在すること
- 既に預入電子委任状設定（旧所有者）がされていないこと
- 所有者の預入電子委任状が設定されていないこと
- 旧所有者の電子委任状が設定されていないこと
- 「申請ステータス」が『依頼前』、『差戻中』又は『依頼エラー』であること

**(E) 預入電子委任状設定（所有者）**

預入電子委任状設定（所有者）の利用条件を以下に示す。

① 預入電子委任状設定（所有者）は、以下の条件を全て満たす場合に利用可能。

- 利用開始日を経過している依頼人証明書が存在すること
- 既に預入電子委任状設定（所有者）がされていないこと
- 旧所有者の預入電子委任状が設定されていないこと
- 所有者の電子委任状が設定されていないこと
- 「申請ステータス」が『依頼前』、『差戻中』又は『依頼エラー』であること

**(F) 預入電子委任状設定解除**

預入電子委任状設定解除の利用条件を以下に示す。

① 預入電子委任状設定解除は、以下の条件を全て満たす場合に利用可能。

- 預入電子委任状設定がされていること
- 「申請ステータス」が『依頼前』、『差戻中』又は『依頼エラー』であること

(G) 依頼データ削除

依頼データ削除の利用条件を以下に示す。

①依頼データ削除が利用可能な「申請ステータス」を以下に示す。

- 依頼前
- 差戻中
- 依頼エラー

(H) 前申請 ID

前申請 ID の利用条件を以下に示す。

①検索画面で検索した結果の中で前申請が存在する場合に利用可能。

(I) 次申請 ID

次申請 ID の利用条件を以下に示す。

①検索画面で検索した結果の中で次申請が存在する場合に利用可能。

## 2.2.3 依頼データ更新

## (1) 概要

初期登録された移転一時依頼データの更新を行う。

## (2) 画面

## (A) 依頼データ更新

## (a) レイアウト

依頼データ更新画面のレイアウトを以下に示す。

図 2-8 依頼データ更新画面(1/2)

## 2 依頼人編\_担当者業務\_移転一時

## 2.2 依頼データ検索

## 2.2.3 依頼データ更新

**自動車及び諸条件 (一時抹消)**

登録の原因 一時使用中止  
原因の日付 【53】 〇

① 更新内容を入力する。

使用の本拠の位置

使用本拠と使用者住所 【54】 ▼  
住所1 【55】  
住所2 【56】  
住所コード 【57】 選択 丁目 【58】 番地・例外コード 【59】  
トップへ戻る

自動車税 (移転登録)

申告区分 【60】 ▼  
取得原因 【61】 ▼ (その他) 【62】  
種別割課税区分 【63】 ▼ (その他) 【64】  
環境性能割課税区分 【65】 ▼ (その他) 【66】  
自動車の用途 【67】 ▼ (その他) 【68】  
取得前の用途 【69】 ▼ (その他) 【70】 (年数) 【71】  
所有形態 【72】 ▼  
納税義務者 所有者  
古物商許可番号 【73】  
(なし)  
古物商許可証等1【74】 参照... ファイルが選択されていません。  
もしくは □ 古物商許可証等1を削除する  
(なし)  
古物商許可証等3【76】 参照... ファイルが選択されていません。  
もしくは □ 古物商許可証等3を削除する  
古物商許可証等2【75】 参照... ファイルが選択されていません。  
もしくは □ 古物商許可証等2を削除する  
(なし)  
古物商許可証等4【77】 参照... ファイルが選択されていません。  
もしくは □ 古物商許可証等4を削除する

車両本体価額 【78】 ▲ ,000円 付加物価額 【79】 ▲ ,000円  
付加物の内訳 (品名) 【80】  
環境性能割課税区分 【81】  
燃費 【82】 ▲ km/l 变速装置 【83】 ▼ 構造 【84】  
課税標準額 【85】 ▲ ,000円 税率 【86】 ▲ % 環境性能割納付額 【87】 ▲ 0円  
課税参考 【88】  
別送書類コード 【89】 【90】 【91】 【92】 【93】 【94】 【95】 【96】 【97】 【98】  
トップへ戻る

自動車税 (一時抹消)

申告区分 抹消登録  
取得原因 【99】 ▼ (その他) 【100】  
種別割課税区分 【101】 ▼ (その他) 【102】  
環境性能割課税区分 【103】 ▼ (その他) 【104】  
所有形態 【105】 ▼  
古物商許可番号 【106】  
課税参考 【107】  
別送書類コード 【108】 【109】 【110】 【111】 【112】 【113】 【114】 【115】 【116】 【117】

申請予定日 【118】 〇  
譲渡証別 【119】  
オプションコード 【120】  
独自項目1 【121】 独自項目2 【122】 独自項目3 【123】 独自項目4 【124】 独自項目5 【125】

メモ 【126】

送信フラグ 【127】  送信

②入力した内容を確定し、  
「2.2.1 依頼データ検索」へ遷移する。

✓ 確定 戻る

図 2-9 依頼データ更新画面(2/2)

## (3) 入力項目

依頼データ更新画面の入力項目を以下に示す。

表 2-6 依頼データ更新画面の入力項目

項目名	文字種	入力可能範囲
【1】 キャッシュレス利用	—	—
【2】 旧車検証からの変更内容	使用者氏名又は名称	—
【3】 旧車検証からの変更内容	使用者住所	—
【4】 旧車検証からの変更内容	使用の本拠の位置	—
【5】 旧所有者	名義	—
【6】 旧所有者	氏名又は名称(カナ)	全角カナ 1~40 文字
【7】 旧所有者	氏名又は名称(漢字)	全角 1~40 文字
【8】 旧所有者	代表者名(カナ)	全角カナ 1~40 文字
【9】 旧所有者	代表者名(漢字)	全角 1~40 文字
【10】 旧所有者	郵便番号	郵便番号 8 衍
【11】 旧所有者	電話番号	電話番号 11~13 衍
【12】 旧所有者	生年月日	—
【13】 旧所有者	住所 1	全角 1~260 文字
【14】 旧所有者	住所 2	全角 1~260 文字
【15】 旧所有者	住所(建物名等)	全角 1~24 文字
【16】 旧所有者	氏名や住所の繋がりが証明できる書面	—
【17】 所有者	名義	—
【18】 所有者	所有者コード	半角数字 5 衍
【19】 所有者	氏名又は名称(カナ)	全角カナ 1~40 文字
【20】 所有者	氏名又は名称(漢字)	全角 1~40 文字
【21】 所有者	氏名又は名称(高水準)	全角(高水準) 1~40 文字
【22】 所有者	代表者名(カナ)	全角カナ 1~40 文字
【23】 所有者	代表者名(漢字)	全角 1~40 文字
【24】 所有者	郵便番号	郵便番号 8 衍
【25】 所有者	電話番号	電話番号 11~13 衍
【26】 所有者	生年月日	—
【27】 所有者	住所 1	全角 1~260 文字
【28】 所有者	住所 2	全角 1~260 文字
【29】 所有者	住所(建物名等)	全角 1~24 文字
【30】 所有者	住所コード	半角数字 12 衍
【31】 所有者	丁目	半角数字 1~2 衍
【32】 所有者	番地・例外コード	番地例外コード 1~22 文字
【33】 使用者	所有者と使用者	—
【34】 使用者	名義	—
【35】 使用者	氏名又は名称(カナ)	全角カナ 1~40 文字
【36】 使用者	氏名又は名称(漢字)	全角 1~40 文字
【37】 使用者	氏名又は名称(高水準)	全角(高水準) 1~40 文字
【38】 使用者	代表者名(カナ)	全角カナ 1~40 文字
【39】 使用者	代表者名(漢字)	全角 1~40 文字
【40】 使用者	郵便番号	郵便番号 8 衍
【41】 使用者	電話番号	電話番号 11~13 衍
【42】 使用者	生年月日	—

	項目名	文字種	入力可能範囲
【43】	使用者	住所 1	全角 1~260 文字
【44】	使用者	住所 2	全角 1~260 文字
【45】	使用者	住所(建物名等)	全角 1~24 文字
【46】	使用者	住所コード	半角数字 12 衍
【47】	使用者	丁目	半角数字 1~2 衍
【48】	使用者	番地・例外コード	番地例外コード 1~22 文字
【49】	自動車及び諸条件 (移転登録)	色の変更	—
【50】	自動車及び諸条件 (移転登録)	登録識別情報	半角英大文字数字 1~6 文字
【51】	自動車及び諸条件 (移転登録)	登録の原因	—
【52】	自動車及び諸条件 (移転登録)	原因の日付	—
【53】	自動車及び諸条件 (一時抹消)	原因の日付	—
【54】	使用の本拠の位置	使用本拠と使用者住所	—
【55】	使用の本拠の位置	住所 1	全角 1~260 文字
【56】	使用の本拠の位置	住所 2	全角 1~260 文字
【57】	使用の本拠の位置	住所コード	半角数字 12 衍
【58】	使用の本拠の位置	丁目	半角数字 1~2 衍
【59】	使用の本拠の位置	番地・例外コード	番地例外コード 1~22 文字
【60】	自動車税(移転登録)	申告区分	—
【61】	自動車税(移転登録)	取得原因	—
【62】	自動車税(移転登録)	(その他)	全角 1~256 文字
【63】	自動車税(移転登録)	種別割課税区分	—
【64】	自動車税(移転登録)	(その他)	全角 1~256 文字
【65】	自動車税(移転登録)	環境性能割課税区分	—
【66】	自動車税(移転登録)	(その他)	全角 1~256 文字
【67】	自動車税(移転登録)	自動車の用途	—
【68】	自動車税(移転登録)	(その他)	全角 1~256 文字
【69】	自動車税(移転登録)	取得前の用途	—
【70】	自動車税(移転登録)	(その他)	全角 1~256 文字
【71】	自動車税(移転登録)	(年数)	数値 0~99
【72】	自動車税(移転登録)	所有形態	—
【73】	自動車税(移転登録)	古物商許可番号	全角半角混在 (半角スペース) 1~20 文字
【74】	自動車税(移転登録)	古物商許可証等 1	—
【75】	自動車税(移転登録)	古物商許可証等 2	—
【76】	自動車税(移転登録)	古物商許可証等 3	—
【77】	自動車税(移転登録)	古物商許可証等 4	—
【78】	自動車税(移転登録)	車両本体価額	数値 0~999999
【79】	自動車税(移転登録)	付加物価額	数値 0~99999
【80】	自動車税(移転登録)	付加物の内訳(品名)	全角(半角スペース) 1~256 文字
【81】	自動車税(移転登録)	環境性能割税率区分	—
【82】	自動車税(移転登録)	燃費	数値 0~99.99
【83】	自動車税(移転登録)	変速装置	—
【84】	自動車税(移転登録)	構造	—
【85】	自動車税(移転登録)	課税標準額	数値 0~999999
【86】	自動車税(移転登録)	税率	数値 0~9.99

	項目名	文字種	入力可能範囲	
【87】	自動車税(移転登録)	環境性能割納付額	数値	0~999999
【88】	自動車税(移転登録)	県税備考	全角半角混在 (半角スペース)	1~512 文字
【89】	自動車税(移転登録)	別送書類コード1	半角数字	3 衡
【90】	自動車税(移転登録)	別送書類コード2	半角数字	3 衡
【91】	自動車税(移転登録)	別送書類コード3	半角数字	3 衡
【92】	自動車税(移転登録)	別送書類コード4	半角数字	3 衡
【93】	自動車税(移転登録)	別送書類コード5	半角数字	3 衡
【94】	自動車税(移転登録)	別送書類コード6	半角数字	3 衡
【95】	自動車税(移転登録)	別送書類コード7	半角数字	3 衡
【96】	自動車税(移転登録)	別送書類コード8	半角数字	3 衡
【97】	自動車税(移転登録)	別送書類コード9	半角数字	3 衡
【98】	自動車税(移転登録)	別送書類コード10	半角数字	3 衡
【99】	自動車税(一時抹消)	取得原因	—	—
【100】	自動車税(一時抹消)	(その他)	全角	1~256 文字
【101】	自動車税(一時抹消)	種別割課税区分	—	—
【102】	自動車税(一時抹消)	(その他)	全角	1~256 文字
【103】	自動車税(一時抹消)	環境性能割課税区分	—	—
【104】	自動車税(一時抹消)	(その他)	全角	1~256 文字
【105】	自動車税(一時抹消)	所有形態	—	—
【106】	自動車税(一時抹消)	古物商許可番号	全角半角混在 (半角スペース)	1~20 文字
【107】	自動車税(一時抹消)	県税備考	全角半角混在 (半角スペース)	1~512 文字
【108】	自動車税(一時抹消)	別送書類コード1	半角数字	3 衡
【109】	自動車税(一時抹消)	別送書類コード2	半角数字	3 衡
【110】	自動車税(一時抹消)	別送書類コード3	半角数字	3 衡
【111】	自動車税(一時抹消)	別送書類コード4	半角数字	3 衡
【112】	自動車税(一時抹消)	別送書類コード5	半角数字	3 衡
【113】	自動車税(一時抹消)	別送書類コード6	半角数字	3 衡
【114】	自動車税(一時抹消)	別送書類コード7	半角数字	3 衡
【115】	自動車税(一時抹消)	別送書類コード8	半角数字	3 衡
【116】	自動車税(一時抹消)	別送書類コード9	半角数字	3 衡
【117】	自動車税(一時抹消)	別送書類コード10	半角数字	3 衡
【118】		申請予定日	日付	1989/1/8 ~ 2030/3/31
【119】		譲渡証種別	—	—
【120】		オプションコード	半角英数字(一部記号)	1~40 文字
【121】		独自項目1	全角半角混在 (半角スペース)	1~20 文字
【122】		独自項目2	全角半角混在 (半角スペース)	1~20 文字
【123】		独自項目3	全角半角混在 (半角スペース)	1~20 文字
【124】		独自項目4	全角半角混在 (半角スペース)	1~20 文字
【125】		独自項目5	全角半角混在 (半角スペース)	1~20 文字
【126】		メモ	全角半角混在(改行)	1~1000 文字

項目名	文字種	入力可能範囲
【127】 送信フラグ	—	—

#### (4) 特記事項

①依頼データ更新の利用条件は、「2.2.2 依頼データ照会」の(4)特記事項(B)を参照。

②「送信フラグ」の仕様を以下に示す。

- ・「送信フラグ」あり：

申請内容のチェックの結果にエラーがある場合、代理人へ依頼不可。

申請内容のチェックの結果にエラーがない場合、「申請ステータス」が『受付前』となり、代理人へ依頼が行われる。

担当者（送信不可）ユーザーで確定ボタンを選択した場合、エラーとなる。

- ・「送信フラグ」なし：

申請内容のチェックの結果にエラーがある場合、申請情報の保存不可。

申請内容のチェックの結果にエラーがない場合、申請情報は保存されるが、代理人へ依頼は行われない。

申請内容のチェックの結果にエラーがなく、「申請ステータス」が『依頼エラー』の場合、「申請ステータス」を『依頼前』に更新する。

なお、添付書類データについては、「送信フラグ」なしの場合、該当する申請の添付書類の有無によらず申請情報の保存が可能である。

③氏名、住所等の入力項目については、紙書類の情報と一致した内容を入力すること。なお、高水準漢字は自動車検査証等の表示にのみ利用されるため必須ではない。

④添付書類ファイルの仕様を以下に示す。

- ・「古物商許可証等 1」等の添付書類ファイルは JPEG 形式とすること。
- ・拡張子は「.jpg」であること。
- ・サイズは 1 枚につき 300KB までとすること。
- ・全ての添付書類ファイルの合計サイズは 950KB 以内を推奨とする。

⑤入力項目の内容と整合性のとれていない電子委任状を設定した場合、OSS で未受付となる場合がある。

⑥旧所有者の預入電子委任状が設定されている場合、「氏名や住所の繋がりが証明できる書面」を除く「旧所有者」の情報が転記され、編集不可となる。

⑦所有者の預入電子委任状が設定されている場合、「所有者コード」、「住所コード」、「丁目」、「番地・例外コード」を除く「所有者」の情報が転記され、編集不可となる。

⑧旧所有者の電子委任状が設定されている場合、「氏名や住所の繋がりが証明できる書面」を除く「旧所有者」の情報が転記され、編集不可となる。

⑨所有者の電子委任状が設定されている場合、「所有者コード」、「住所コード」、「丁目」、「番地・例外コード」を除く「所有者」の情報が転記され、編集不可となる。

⑩使用者の電子委任状が設定されている場合、「所有者と使用者」、「住所コード」、「丁目」、「番地・例外コード」を除く「使用者」の情報が転記され、編集不可となる。

⑪「使用者氏名又は名称」、「使用者住所」に変更がない場合、使用者委任状は省略が可能。

⑫「住所コード」に小字のないコード(9桁)を入力する場合、下3桁に“000”を付加し、12桁とすること。

例)123456789 → 123456789000

⑬「住所コード」の「選択」ボタンを選択した場合の仕様を以下に示す。

- ・「住所 1」、「住所コード」がともに未入力の状態：

住所コード検索画面に遷移し、住所コードの一覧が表示される。

- ・「住所 1」が入力、「住所コード」が未入力の状態：

住所コード検索画面に遷移し、入力した住所に部分一致する住所が存在する場合、住所コードが表示される。

- ・「住所 1」が未入力、「住所コード」が入力の状態：

住所コード検索画面に遷移し、入力した住所コードに前方一致するコードが存在する場合、住所コードが表示される。

⑭「申請テンプレート読込」の「デフォルト選択」ボタンを選択した場合、登録日時が最も古い申請テンプレートが設定される。

## 2.2.4 電子委任状設定

## (1) 概要

移転一時依頼データに電子委任状を設定する。

## (2) 画面

## (A) 電子委任状設定

## (a) レイアウト

電子委任状設定画面のレイアウトを以下に示す。

【移転一時】電子委任状設定

**旧所有者**

名義	法人
氏名又は名称（カナ）	キュウショウヨウシャシメイ
氏名又は名称（漢字）	旧所有者氏名
郵便番号	333-3333
住所1	東京都中央区築地
住所2	3 3 丁目 3 3 – 3 3 3

**所有者**

名義	法人
氏名又は名称（カナ）	ショウシャシメイ
氏名又は名称（漢字）	所有者氏名
氏名又は名称（高水準）	所有者氏名高水準
郵便番号	111-1111
住所1	東京都中央区築地
住所2	1 1 丁目 1 1 – 1 1 1

**使用者**

所有者と使用者	異なる
名義	個人
氏名又は名称（カナ）	シヨウシャシメイ
氏名又は名称（漢字）	使用者氏名
氏名又は名称（高水準）	使用者氏名高水準
郵便番号	222-2222
住所1	東京都千代田区三崎町
住所2	2 2 丁目 2 2 – 2 2 2

**電子委任状**

旧所有者【1】	参考... ファイルが選択されていません。 もしくは <input type="checkbox"/> 旧所有者電子委任状を削除する
所有者（所使同一）【2】	参考... ファイルが選択されていません。 もしくは <input type="checkbox"/> 所有者（所使同一）電子委任状を削除する
使用者【3】	参考... ファイルが選択されていません。 もしくは <input type="checkbox"/> 使用者電子委任状を削除する

① 電子委任状を選択し、設定する。

② 設定した内容を確定し、「2.2.2 依頼データ照会」へ遷移する。

✓ 確定 戻る

図 2-10 電子委任状設定画面

## (3) 入力項目

電子委任状設定画面の入力項目を以下に示す。

表 2-7 電子委任状設定画面の入力項目

	項目名	文字種	入力可能範囲
【1】	旧所有者	—	—
【2】	所有者(所使同一)	—	—
【3】	使用者	—	—

## (4) 特記事項

- ①電子委任状設定の利用条件は、「2.2.2 依頼データ照会」の(4)特記事項(C)を参照。
- ②旧所有者の預入電子委任状が設定されている場合、旧所有者の電子委任状は設定不可。
- ③所有者の預入電子委任状が設定されている場合、所有者の電子委任状は設定不可。
- ④旧所有者の電子委任状が設定された場合、委任状の内容を抽出し、抽出結果を「旧所有者」の情報に転記する。転記した「旧所有者」の情報は編集不可。
- ⑤所有者の電子委任状が設定された場合、委任状の内容を抽出し、抽出結果を「所有者」の情報に転記する。転記した「所有者」の情報は編集不可。
- ⑥使用者の電子委任状が設定された場合、委任状の内容を抽出し、抽出結果を「使用者」の情報に転記する。転記した「使用者」の情報は編集不可。
- ⑦電子委任状の仕様を以下に示す。
  - 拡張子が存在しないこと。
  - サイズは 300KB までとすること。

## 2.2.5 預入電子委任状設定（旧所有者）

### （1）概要

移転一時依頼データに旧所有者の預入電子委任状を設定する。

### （2）画面

#### （A）預入電子委任状設定（旧所有者）

##### （a）レイアウト

預入電子委任状設定（旧所有者）画面のレイアウトを以下に示す。

①預入証明書情報を確認する。

②確認した内容を確定し、「2.2.2 依頼データ照会」へ遷移する。

図 2-11 預入電子委任状設定（旧所有者）画面

### （3）入力項目

特になし。

### （4）特記事項

- ①預入電子委任状設定（旧所有者）の利用条件は、「2.2.2 依頼データ照会」の（4）特記事項（D）を参照。
- ②利用開始日を経過している証明書が複数存在する場合、利用開始日が最新の証明書情報が使用される。
- ③旧所有者の預入電子委任状が設定された場合、依頼人証明書の内容を「旧所有者」の情報に転記する。転記した「旧所有者」の情報は編集不可。

## 2.2.6 預入電子委任状設定 (所有者)

### (1) 概要

移転一時依頼データに所有者の預入電子委任状を設定する。

### (2) 画面

#### (A) 預入電子委任状設定 (所有者)

##### (a) レイアウト

預入電子委任状設定 (所有者) 画面のレイアウトを以下に示す。

図 2-12 預入電子委任状設定 (所有者) 画面

### (3) 入力項目

特になし。

### (4) 特記事項

- ①預入電子委任状設定 (所有者) の利用条件は、「2.2.2 依頼データ照会」の(4)特記事項(E)を参照。
- ②利用開始日を経過している証明書が複数存在する場合、利用開始日が最新の証明書情報が使用される。
- ③所有者の預入電子委任状が設定された場合、依頼人証明書の内容を「所有者」の情報に転記する。転記した「所有者」の情報は編集不可。

## 2.2.7 預入電子委任状設定解除

### (1) 概要

移転一時依頼データの預入電子委任状設定を解除する。

### (2) 画面

本機能は画面が存在しないため、依頼データ照会画面の預入電子委任状設定解除ボタンのみ。

### (3) 入力項目

特になし。

### (4) 特記事項

①預入電子委任状設定解除の利用条件は、「2.2.2 依頼データ照会」の(4)特記事項(F)を参照。

## 2.2.8 依頼データ削除

## (1) 概要

移転一時依頼データを削除する。

## (2) 画面

## (A) 依頼データ削除

## (a) レイアウト

依頼データ削除画面のレイアウトを以下に示す。

図 2-13 依頼データ削除画面

## (3) 入力項目

特になし。

## (4) 特記事項

①依頼データ削除の利用条件は、「2.2.2 依頼データ照会」の(4)特記事項(G)を参照。

## 2.2.9 入力補助(住所コード)

## (1) 概要

住所コードを検索及び一覧表示し、選択された住所コードを遷移元の画面に反映する。

## (2) 画面

## (A) 住所コード検索

## (a) レイアウト

住所コード検索画面のレイアウトを以下に示す。

図 2-14 住所コード検索画面

## (3) 入力項目

住所コード検索画面の入力項目を以下に示す。

表 2-8 住所コード検索画面の入力項目

項目名	文字種	入力可能範囲	検索条件
【1】 住所コード	半角数字	12 衍	前方一致
【2】 住所	全角	1~61 文字	部分一致

## (4) 特記事項

①「住所コード」を選択すると遷移元の画面に遷移し、項目に「住所コード」が反映される。

②「住所コード」に小字のないコード(9 衍)を入力する場合、下 3 衍に“000”を付加し、12 衍とすること。

例)123456789 → 123456789000

## 2.2.10 入力補助(申請テンプレート)

### (1) 概要

移転一時申請テンプレートを検索及び一覧表示し、選択された申請テンプレートを遷移元の画面に反映する。

### (2) 画面

#### (A) 移転一時申請テンプレート選択

##### (a) レイアウト

移転一時申請テンプレート選択画面のレイアウトを以下に示す。

テンプレート名	デフォルト	説明	登録日時	更新日時
テンプレートA	デフォルト選択	テンプレートA説明	2025/01/04 09:21	2025/01/04 09:21
テンプレートB		テンプレートB説明	2025/01/04 09:21	2025/01/04 09:21
テンプレートC		テンプレートC説明	2025/01/04 09:21	2025/01/04 09:21
テンプレートD	-	テンプレートD説明	2025/01/04 09:21	2025/01/04 09:21
テンプレートE	-	テンプレートE説明	2025/01/04 09:22	2025/01/04 09:22
テンプレートF	-	テンプレートF説明	2025/01/04 09:22	2025/01/04 09:22
テンプレートG	-	テンプレートG説明	2025/01/04 09:22	2025/01/04 09:22
テンプレートH	-	テンプレートH説明	2025/01/04 09:22	2025/01/04 09:22
テンプレートI	-	テンプレートI説明	2025/01/04 09:22	2025/01/04 09:22
テンプレートJ	-	テンプレートJ説明	2025/01/04 09:22	2025/01/04 09:22
テンプレートK	-	テンプレートK説明	2025/01/04 09:23	2025/01/04 09:23
テンプレートL	-	テンプレートL説明	2025/01/04 09:23	2025/01/04 09:23
テンプレートM	-	テンプレートM説明	2025/01/04 09:23	2025/01/04 09:23
テンプレートN	-	テンプレートN説明	2025/01/04 09:23	2025/01/04 09:23
テンプレートO	-	テンプレートO説明	2025/01/04 09:23	2025/01/04 09:23
テンプレートP	-	テンプレートP説明	2025/01/04 09:23	2025/01/04 09:23
テンプレートQ	-	テンプレートQ説明	2025/01/04 09:24	2025/01/04 09:24
テンプレートR	-	テンプレートR説明	2025/01/04 09:24	2025/01/04 09:24
テンプレートS	-	テンプレートS説明	2025/01/04 09:24	2025/01/04 09:24
テンプレートT	-	テンプレートT説明	2025/01/04 09:24	2025/01/04 09:24

図 2-15 移転一時申請テンプレート選択画面

### (3) 入力項目

移転一時申請テンプレート選択画面の入力項目を以下に示す。

表 2-9 移転一時申請テンプレート選択画面の入力項目

項目名	文字種	入力可能範囲	検索条件
【1】 テンプレート名	全角半角混在 (半角スペース)	1~60 文字	部分一致

### (4) 特記事項

- ① 「テンプレート名」を選択すると遷移元の画面に遷移し、申請項目に申請テンプレートが反映される。

②申請テンプレートが転記されない条件を以下に示す。

- 旧所有者の預入電子委任状が設定されている
- 所有者の預入電子委任状が設定されている
- 旧所有者の電子委任状が設定されている
- 所有者の電子委任状が設定されている
- 使用者の電子委任状が設定されている

③「登録日時」が最も古い申請テンプレートにデフォルト選択が表示される。

④依頼データ更新画面の「デフォルト選択」ボタン選択時、デフォルト選択が表示されている申請テンプレートが申請項目に反映される。

## 2 依頼人編\_担当者業務\_移転一時

### 2.3 申請データ検索

#### 2.3.1 申請データ検索

### 2.3 申請データ検索

申請データ検索への遷移を以下に示す。



図 2-16 申請データ検索への遷移

#### 2.3.1 申請データ検索

##### (1) 概要

移転一時申請データの検索及び検索結果を一覧表示する。

##### (2) 画面

###### (A) 申請データ検索

###### (a) レイアウト

申請データ検索画面のレイアウトを以下に示す。

図 2-17 申請データ検索画面

## (b) ステータス

申請データ検索画面で表示される申請ステータス及び利用可能な機能を以下に示す。

表 2-10 申請データ検索画面で表示される申請ステータス及び利用可能な機能

項目番	申請ステータス	利用可能な機能
1	申請中	メモ更新
2	手続完了	メモ更新
3	中断中	メモ更新
4	再開中	メモ更新
5	補正要求	メモ更新
6	補正要求(再送)	添付書類データ更新 メモ更新
7	無効	メモ更新
8	却下	メモ更新
9	取下中	メモ更新
10	取下	メモ更新
11	エラー	メモ更新

## (3) 入力項目

申請データ検索画面の入力項目を以下に示す。

表 2-11 申請データ検索画面の入力項目

	項目名	文字種	入力可能範囲	検索条件
【1】	申請 ID	数値	1~9999999999	完全一致
【2】	自動車登録番号(標板)	全角	1~4 文字	前方一致
【3】	自動車登録番号(分類)	自動車登録番号(分類)	1~3 文字	完全一致
【4】	自動車登録番号(仮名) (自家用のみ)	自動車登録番号(仮名) (自家用のみ)	1 文字	完全一致
【5】	自動車登録番号(番号)	自動車登録番号(番号)	1~4 行	完全一致
【6】	車台番号	半角英大文字数字 (ハイフン)	1~42 文字	後方一致
【7】	キャッシュレス利用	—	—	—
【8】	所有者	全角	1~40 文字	部分一致
【9】	使用者	全角	1~40 文字	部分一致
【10】	旧所有者	全角	1~40 文字	部分一致
【11】	申請先	—	—	—
【12】	代理人	—	—	—
【13】	拠点	—	—	—
【14】	登録完了日	日付	1989/1/8 ~ 2030/3/31	完全一致
【15】	メモ	—	—	—
【16】	申請ステータス	—	—	—
【17】	OSS ステータス	—	—	—

## (4) 特記事項

- ①検索条件が未設定の場合、初期表示はログイン ID に紐づく依頼人組織又は依頼人拠点の全申請データが表示される。
- ②「登録完了日」には、本システムが OSS から状況照会で取得する「審査完了年月日」が設定される。
- ③申請データ検索画面で使用する略称を以下に示す。

表 2-12 申請データ検索画面で使用する略称

項目番	略称	項目名	備考
1	譲	電子譲渡証取得	○：取得済、×：未取得、－：不要 ただし、「申請状況ステータス」が『申請受付処理中』、『受付審査中』又は『未受付』の場合は、空欄
2	キヤ	キヤッショレス利用	有：有り、空欄：無し
3	メモ	メモ	有：有り、空欄：無し

- ④表示数を選択することでページ内で表示される申請データの件数を変更可能。

## 2 依頼人編\_担当者業務\_移転一時

### 2.3 申請データ検索

#### 2.3.2 申請データ照会

#### 2.3.2 申請データ照会

##### (1) 概要

移転一時申請データの照会を行う。

##### (2) 画面

###### (A) 申請データ照会

###### (a) レイアウト

申請データ照会画面のレイアウトを以下に示す。

OSS申請共同利用システム（依頼人業務アプリケーション）					
依頼データ初期登録 依頼データ検索 申請データ検索			ログアウト 利活用 担当一部 移転一時		
[移転一時] 申請データ照会					
状況照会 旧車検証からの変更内容 旧所有者 所有者 使用者 自動車及び諸条件（移転登録） 自動車及び諸条件（一時抹消） 使用の本拠の位置 自動車税（移転登録） 自動車税（一時抹消）					
申請ID	100051798	申請ステータス	申請中	依頼日時	2024/01/04 09:53
自動車登録番号	品川-300-さ-1001	キヤッキュレス利用	無	申請種別	初回
車台番号	CAR-18010006	職種打刻フラグ	職種打刻なし	検査手数料無料化	
依頼人	株式会社 A A A 東京販売 A A 販売店	依頼人更新者	利活用 担当一部	依頼人更新日時	2024/01/04 09:53
代理人	行政書士利活用一部 行政書士利活用事務所 OSS センター	代理人更新者	利活用 担当一部	代理人更新日時	2024/01/04 09:59
申請先	足立自動車検査登録事務所	申請日時		申請日時	2024/01/04 10:04
<a href="#">トップへ戻る</a>					
状況照会					
状況更新日時	2024/01/04 10:12	申請状況ステータス	受付審査中	手続再開入力	
電子認証取得	未登録	車台番号	CAR-18010006	自動車登録番号	
登録完了日	交付準備完了日	手数料・税種別	税手数料額	納付状況	納付期限日
納付情報	検査登録手数料	自動車税環境性能割			
<a href="#">トップへ戻る</a>					
旧車検証からの変更内容					
所有者（人名）	変更する	代表者名（カナ）	キウショウヨウシャダイヒヨウシャメイ	代表者名（漢字）	旧所有者代表者名
使用者氏名又は名称	変更する	代表者名（カナ）	キウショウヨウシャダイヒヨウシャメイ	代表者名（漢字）	旧所有者代表者名
使用者住所	変更する	代表者名（カナ）	キウショウヨウシャダイヒヨウシャメイ	代表者名（漢字）	旧所有者代表者名
使用の本拠の位置	変更する	代表者名（カナ）	キウショウヨウシャダイヒヨウシャメイ	代表者名（漢字）	旧所有者代表者名
<a href="#">トップへ戻る</a>					
旧所有者					
委任状種別	紙	所有者コード		所有者建物名	
名義	法人	代表者名（カナ）	キウショウヨウシャダイヒヨウシャメイ	代表者名（漢字）	旧所有者代表者名
氏名又は名称（カナ）	キウショウヨウシャシメイ	代表者名（カナ）	キウショウヨウシャダイヒヨウシャメイ	代表者名（漢字）	旧所有者代表者名
氏名又は名称（漢字）	旧所有者氏名	代表者名（カナ）	キウショウヨウシャダイヒヨウシャメイ	代表者名（漢字）	旧所有者代表者名
郵便番号	333-3333	電話番号	33-3333-3333	生年月日	
住所1	東京都西多摩郡日の出町平井	住所（建物名等）	旧所有者建物名		
住所2	3 3 丁目 3-3 3	丁目		番地・例外コード	11-111
氏名や住所の記載が証明できる書面	添付なし				
<a href="#">トップへ戻る</a>					
所有者					
委任状種別	紙	所有者コード		所有者建物名	
名義	法人	代表者名（カナ）	キウショウヨウシャダイヒヨウシャメイ	代表者名（漢字）	所有者代表者名
氏名又は名称（カナ）	キウショウヨウシャシメイ	代表者名（カナ）	キウショウヨウシャダイヒヨウシャメイ	代表者名（漢字）	所有者代表者名
氏名又は名称（漢字）	所有者氏名	代表者名（カナ）	キウショウヨウシャダイヒヨウシャメイ	代表者名（漢字）	所有者代表者名
氏名又は名称（高水準）	所有者氏名高水準	代表者名（カナ）	キウショウヨウシャダイヒヨウシャメイ	代表者名（漢字）	所有者代表者名
郵便番号	111-1111	電話番号	11-1111-1111	生年月日	
住所1	東京都中央区築地	住所（建物名等）	所有者建物名		
住所2	1 1 丁目 1 1 - 1 1	丁目	11	番地・例外コード	11-111
住所コード	130020112000				
<a href="#">トップへ戻る</a>					
使用者					
所有者と使用者	異なる	所有者コード		所有者建物名	
委任状種別	紙	代表者名（カナ）	キウショウヨウシャダイヒヨウシャメイ	代表者名（漢字）	所有者代表者名
名義	個人	代表者名（カナ）	キウショウヨウシャダイヒヨウシャメイ	代表者名（漢字）	所有者代表者名
氏名又は名称（カナ）	キウショウヨウシャシメイ	代表者名（カナ）	キウショウヨウシャダイヒヨウシャメイ	代表者名（漢字）	所有者代表者名
氏名又は名称（漢字）	使用者氏名	代表者名（カナ）	キウショウヨウシャダイヒヨウシャメイ	代表者名（漢字）	所有者代表者名
氏名又は名称（高水準）	使用者氏名高水準	代表者名（カナ）	キウショウヨウシャダイヒヨウシャメイ	代表者名（漢字）	所有者代表者名
郵便番号	222-2222	電話番号	22-2222-2222	生年月日	平成 12 年 02 月 29 日
住所1	東京都八王子市町	住所（建物名等）	使用者建物名		
住所2	2 2 丁目 2 2 - 2 2	丁目	22	番地・例外コード	22-222
住所コード	135001105000				
<a href="#">トップへ戻る</a>					

図 2-18 申請データ照会画面(1/2)

## 2 依頼人編\_担当者業務\_移転一時

## 2.3 申請データ検索

## 2.3.2 申請データ照会

## 自動車及び諸条件 (移転登録)

色の変更	赤
登録識別情報	123456
登録の原因	売買
原因の日付	2023/01/04

[トップへ戻る](#)

## 自動車及び諸条件 (一時抹消)

登録の原因	一時使用中止
原因の日付	2023/01/04

[トップへ戻る](#)

## 使用の本拠の位置

使用本拠と使用者住所	異なる
住所1	東京都足立区青井
住所2	44丁目44-444
住所コード	130210949000

丁目 44 番地・例外コード 44-444

[トップへ戻る](#)

## 自動車税 (移転登録)

申告区分	転入
取得原因	売買
種別割課税区分	商品車
環境性能割課税区分	譲税
自動車の用途	乗用車
取得前の用途	その他
所有形態	自己所有
納税義務者	所有者
古物商許可番号	検査古物-11111

古物商許可証等1

古物商許可証等1

古物商許可証等2

古物商許可証等3

古物商許可証等3

古物商許可証等4

古物商許可証等2

古物商許可証等4

## 車両本体価額

車両本体価額	111,000円	付加物価額	22,000円
付加物の内訳 (品名)	付加物内訳		
環境性能割課税区分	02.【乗用車(ガソリン車)】平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつR12年度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:非課税)		
燃費	12.34km/l	変速機種	オートマチック車
課税標準額	100,000円	税率	2.2%
県税備考	101		環境性能割課税区分付額 2,200円
別送書類コード	102 103 104 105 106 107 108 109 110 111		

[トップへ戻る](#)

## 自動車税 (一時抹消)

申告区分	抹消登録
取得原因	その他
種別割課税区分	その他
環境性能割課税区分	その他
所有形態	自己所有
古物商許可番号	検査古物-11111
県税備考	都道府県税備考
別送書類コード	901 902 903 904 905 906 907 908 909 910

申請ID: 前又は次申請IDの「2.3.2 申請データ照会」へ遷移する。

申請ID	オプションコード	独自項目1	独自項目2	独自項目3	独自項目4	独自項目5
		DKZ1	DKZ2	DKZ3	DKZ4	DKZ5
メモ						
↑ 一覧に戻る	← 前申請ID	→ 次申請ID	メモ更新			

図 2-19 申請データ照会画面(2/2)



図 2-20 申請データ照会画面のボタン表示例

## (b) ステータス

申請データ照会画面で表示される申請ステータス、申請状況ステータス及び利用可能な機能を以下に示す。

表 2-13 申請データ照会画面で表示されるステータス及び利用可能な機能

項目番	申請ステータス	申請状況ステータス	利用可能な機能
1	申請中	申請受付処理中	メモ更新
2	申請中	受付審査中	メモ更新
3	申請中	検査登録申請中	メモ更新
4	申請中	検査登録手数料まとめ払い中	メモ更新
5	申請中	検査登録手数料ダイレクト納付中	メモ更新
6	申請中	添付書類取得中	メモ更新
7	申請中	検査登録申請審査中	メモ更新
8	申請中	自動車税申告中	メモ更新
9	申請中	自動車税申告審査中	メモ更新
10	申請中	自動車税まとめ払い中	メモ更新
11	申請中	自動車税ダイレクト納付中	メモ更新
12	申請中	再納付指示待ち	メモ更新
13	手続完了	登録識別情報等通知書等交付待ち	メモ更新
14	手続完了	手続(交付)完了	メモ更新
15	中断中	検査登録申請中	メモ更新
16	中断中	自動車税申告中	メモ更新
17	再開中	検査登録申請中	メモ更新
18	再開中	自動車税申告中	メモ更新
19	補正要求	検査登録申請補正待ち	メモ更新
20	補正要求	検査登録申請補正受付処理中	メモ更新
21	補正要求	自動車税申告補正待ち	メモ更新
22	補正要求	自動車税申告補正受付処理中	メモ更新
23	補正要求(再送)	自動車税申告補正待ち	添付書類データ更新 メモ更新
24	無効	受付審査無効	メモ更新
25	無効	検査登録申請無効	メモ更新
26	却下	検査登録申請却下	メモ更新
27	取下中	検査登録申請中	メモ更新
28	取下中	検査登録申請取り下げ中	メモ更新
29	取下	検査登録申請取り下げ	メモ更新
30	エラー	未受付	メモ更新

## (3) 入力項目

特になし。

#### (4) 特記事項

##### (A) 申請データ照会

①OSS から取得した情報をもとに本システムで設定する日程又は日時の項目を以下に示す。

###### • 状況更新日時 :

本システムが申請状況の更新を OSS より検知した日時

状況更新日時は「申請状況ステータス」が『登録識別情報等通知書等交付待ち』の場合、交付準備完了日となる。

「申請状況ステータス」が『手続（交付）完了』の場合、交付完了日となる。

ただし、状況更新日時は本システムが申請状況の更新を検知した日時のため、OSS での交付準備完了日、交付完了日と異なる場合がある。

###### • 交付準備完了日 :

本システムが交付準備の完了を OSS より検知した日

ただし、交付準備完了日は本システムが交付準備の完了を検知した日のため、OSS での交付準備完了日と異なる場合がある。

##### (B) 添付書類データ更新

添付書類データ更新の利用条件を以下に示す。

①「申請ステータス」が『補正要求(再送)』、「申請状況ステータス」が『自動車税申告補正待ち』であること

##### (C) 前申請 ID

前申請 ID の利用条件を以下に示す。

①検索画面で検索した結果の中で前申請が存在する場合に利用可能。

##### (D) 次申請 ID

次申請 ID の利用条件を以下に示す。

①検索画面で検索した結果の中で次申請が存在する場合に利用可能。

## 2.3.3 添付書類データ更新

## (1) 概要

自動車税申告補正待ちの移転一時申請データの添付書類を更新する。

## (2) 画面

## (A) 添付書類データ更新

## (a) レイアウト

添付書類データ更新画面のレイアウトを以下に示す。

**OSS申請共同利用システム（依頼人業務アプリケーション）**

ログアウト 利活用 担当一部 移転一時

依頼データ初期登録 依頼データ検索 申請データ検索

【移転一時】添付書類データ更新

代理人に自動車税の添付書類を再送します。

申請ID	100051798
自動車登録番号	品川-300-さ-1001
車台番号	CAR-18010006
依頼人	株式会社 A A A 東京販売 A A 販売店
代理人	行政書士利活用一部 行政書士利活用事務所 OSS センター
申請先	足立自動車検査登録事務所

**旧所有者**

委任状種別	紙
名義	法人
氏名又は名称（カナ）	キユウショウユウシャシメイ
氏名又は名称（漢字）	旧所有者氏名
代表者名（カナ）	キユウショウユウシャダイヒヨウシャメイ
代表者名（漢字）	旧所有者代表者名

**所有者**

委任状種別	紙
名義	法人
所有者コード	
氏名又は名称（カナ）	ショユウシャシメイ
氏名又は名称（漢字）	所有者氏名
代表者名（カナ）	ショユウシャダイヒヨウシャメイ
代表者名（漢字）	所有者代表者名

**使用者**

所有者と使用者	異なる
委任状種別	紙
名義	個人
氏名又は名称（カナ）	ショウシャシメイ
氏名又は名称（漢字）	使用者氏名
代表者名（カナ）	
代表者名（漢字）	

**自動車税**

古物商許可証等1 [1]

古物商許可証等2 [2]

古物商許可証等3 [3]

古物商許可証等4 [4]

①更新する添付書類を設定する。

古物商許可証等1 [1]: 古物商許可証等1を削除する

古物商許可証等2 [2]: 古物商許可証等2を削除する

古物商許可証等3 [3]: 古物商許可証等3を削除する

古物商許可証等4 [4]: 古物商許可証等4を削除する

②設定した内容を確定し、「2.3.1 申請データ検索」へ遷移する。

確定

戻る

図 2-21 添付書類データ更新画面

## (3) 入力項目

添付書類データ更新画面の入力項目を以下に示す。

表 2-14 添付書類データ更新画面の入力項目

項目名	文字種	入力可能範囲
【1】 古物商許可証等 1	—	—
【2】 古物商許可証等 2	—	—
【3】 古物商許可証等 3	—	—
【4】 古物商許可証等 4	—	—

## (4) 特記事項

①添付書類データ更新の利用条件は、「2.3.2 申請データ照会」の(4)特記事項(B)を参照。

②添付書類ファイルの仕様を以下に示す。

- ・「古物商許可証等 1」等の添付書類ファイルは JPEG 形式とすること。
- ・拡張子は「.jpg」であること。
- ・サイズは 1 枚につき 300KB までとすること。
- ・全ての添付書類ファイルの合計サイズは 950KB 以内を推奨とする。

## 2.3.4 メモ更新

## (1) 概要

移転一時申請データのメモを更新する。

## (2) 画面

## (A) メモ更新

## (a) レイアウト

メモ更新画面のレイアウトを以下に示す。

図 2-22 メモ更新画面

## (3) 入力項目

メモ更新画面の入力項目を以下に示す。

表 2-15 メモ更新画面の入力項目

項目名	文字種	入力可能範囲
[1] メモ	全角半角混在(改行)	1~1000 文字

## (4) 特記事項

特になし。

## 2.4 依頼データー括送信

依頼データー括送信への遷移を以下に示す。



図 2-23 依頼データー括送信への遷移

### 2.4.1 依頼データー括送信

#### (1) 概要

一括送信対象の移転一時依頼データを選択し、「送信フラグ」を“送信”として更新する。本機能を利用することで、対象の依頼データを一括で代理人へ依頼することが可能。

#### (2) 画面

##### (A) 依頼データー括送信対象検索

###### (a) レイアウト

依頼データー括送信対象検索画面のレイアウトを以下に示す。

①検索条件を入力する。

②検索ボタンを選択する。

図 2-24 依頼データー括送信対象検索画面

## 2 依頼人編\_担当者業務\_移転一時

### 2.4 依頼データ一括送信

#### 2.4.1 依頼データ一括送信

##### (B) 依頼データ一括送信対象選択

###### (a) レイアウト

依頼データ一括送信対象選択画面のレイアウトを以下に示す。

図 2-25 依頼データ一括送信対象選択画面

##### (C) 依頼データ一括送信完了

###### (a) レイアウト

依頼データ一括送信完了画面のレイアウトを以下に示す。

図 2-26 依頼データ一括送信完了画面

## (3) 入力項目

## (A) 依頼データー括送信対象検索

依頼データー括送信対象検索画面の入力項目を以下に示す。

表 2-16 依頼データー括送信対象検索画面の入力項目

項目名	文字種	入力可能範囲	検索条件
【1】 申請 ID	数値	1~9999999999	完全一致
【2】 自動車登録番号(標板)	全角	1~4 文字	前方一致
【3】 自動車登録番号(分類)	自動車登録番号(分類)	1~3 文字	完全一致
【4】 自動車登録番号(仮名)	自動車登録番号(仮名)(自家用のみ)	1 文字	完全一致
【5】 自動車登録番号(番号)	自動車登録番号(番号)	1~4 行	完全一致
【6】 車台番号	半角英大文字数字(ハイフン)	1~42 文字	後方一致
【7】 所有者委任状種別	—	—	—
【8】 使用者委任状種別	—	—	—
【9】 旧所有者委任状種別	—	—	—
【10】 押点	—	—	—
【11】 代理人	—	—	—
【12】 所有者	全角	1~40 文字	部分一致
【13】 使用者	全角	1~40 文字	部分一致
【14】 旧所有者	全角	1~40 文字	部分一致
【15】 申請予定日	日付	1989/1/8 ~2030/3/31	完全一致
【16】 申請予定日(未来日を除く)	—	—	—

## (B) 依頼データー括送信対象選択

依頼データー括送信対象選択画面の入力項目を以下に示す。

表 2-17 依頼データー括送信対象選択画面の入力項目

項目名	文字種	入力可能範囲
【1】 対象選択チェックボックス	—	—

## (C) 依頼データー括送信完了

特になし。

#### (4) 特記事項

- ①依頼データ一括送信では、依頼データ一括送信対象選択画面で選択した依頼データに対して、それぞれ申請内容のチェックを行い、その結果に応じて、「申請ステータス」が変化する。依頼データ一括送信の仕様を以下に示す。
- ・申請内容のチェック結果が正常：  
「申請ステータス」が『受付前』となり、順次代理人へ依頼が行われる。
  - ・申請内容のチェック結果がエラー：  
「申請ステータス」が『依頼エラー』となり、代理人への依頼は行われない。  
エラー内容については、対象の依頼データを依頼データ更新画面で確定ボタンを押下することで確認可能。
- ②一括送信対象となる依頼データの条件を以下に示す。
- ・ログイン ID に紐づく依頼人組織又は依頼人拠点の依頼データであること。
  - ・「申請ステータス」が『依頼前』であること。
  - ・「申請種別」が“初回”であること。
- ③検索条件の「所有者委任状種別」と「旧所有者委任状種別」に”電子”を選択した場合、”電子”と”電子(預入)”の依頼データが表示される。
- ④所使同一の依頼データは「使用者委任状種別」が「所有者委任状種別」と同じ設定となるため、「所有者委任状種別」、「使用者委任状種別」どちらで選択した場合でも表示される。  
例)所有者委任状種別が”紙”で所使同一の場合、使用者委任状種別も”紙”で検索可能。
- ⑤表示数を選択することでページ内で表示される依頼データの件数を変更可能。
- ⑥「選択」チェックボックスを選択することでページ内で表示されている依頼データを一括して選択可能。ただし、ページを跨いで複数の依頼データを選択することは不可。
- ⑦依頼データ一括送信対象選択画面については、依頼データ一括送信対象検索画面と同条件にて検索が可能。
- ⑧検索条件の「申請予定日（未来日を除く）」にチェックをして検索した場合、申請予定日が当日以前又は未設定の依頼データが表示される。また、検索条件の「申請予定日」は入力不可となる。
- ⑨担当者（送信不可）ユーザーにおいて、確定ボタンを選択した場合、エラーとなる。

## 改版履歴

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
1. 0	2017/4/1		新規作成
1. 1	2018/12/17	P. 1-1	図 1-1 OSS 申請の流れ(ステータス遷移及び利用機能一覧)において、申請前から申請エラーへのステータス遷移を追加
1. 2	2019/3/22	P. 1-1	図 1-1 OSS 申請の流れ(ステータス遷移及び利用機能一覧) (1/2)において、検査登録手数料まとめ払い中/ダイレクト納付中から取下中及び取下へのステータス遷移を追加
1. 2	2019/3/22	P. 2-6	(2)画面のレイアウトのイメージを差し替え
1. 3	2019/9/24		<p>以下の申請状況ステータス名を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>変更前</li> <li>自動車二税申告中</li> <li>自動車二税申告審査中</li> <li>自動車二税まとめ払い中</li> <li>自動車二税申告補正待ち</li> <li>自動車二税申告補正受付処理中</li> <li>変更後</li> <li>自動車税申告中</li> <li>自動車税申告審査中</li> <li>自動車税まとめ払い中</li> <li>自動車税申告補正待ち</li> <li>自動車税申告補正受付処理中</li> </ul>
1. 3	2019/9/24	P. 2-3	(2)画面のレイアウトのイメージを差し替え
1. 3	2019/9/24	P. 2-6	(2)画面のレイアウトのイメージを差し替え
1. 4	2021/9/24	P. 2-3	(2)画面のレイアウトのイメージを差し替え
1. 4	2021/9/24	P. 2-5	(4)特記事項に④を追加
2. 0	2022/12/16	—	全ての画面、帳票のイメージを差し替え
2. 0	2022/12/16	P. 1-1	<p>図 1-1 OSS 申請の流れ(ステータス遷移及び利用機能一覧)の登録識別情報等通知書等交付待ちを以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>変更前</li> <li>【申請中】登録識別情報等通知書等交付待ち</li> <li>変更後</li> <li>【手続完了】登録識別情報等通知書等交付待ち</li> </ul>

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.0	2022/12/16	P. 2-4	<p>(3) 入力項目の【13】登録完了日の入力可能範囲を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更前 1989/1/8～2027/3/31</li> <li>・変更後 1989/1/8～2030/3/31</li> </ul>
2.0	2022/12/16	P. 2-5	<p>(4) 特記事項③の表 2-3 申請データ検索画面で使用する略称の項番 1 電子譲渡証取得の備考を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更前 取得済：○、未取得：×、不要：－ ただし、「申請状況ステータス」が『申請受付処理中』、『受付審査中』又は『未受付』の場合は、空欄</li> <li>・変更後 ○：取得済、×：未取得、－：不要 ただし、「申請状況ステータス」が『申請受付処理中』、『受付審査中』又は『未受付』の場合は、空欄</li> </ul>
2.0	2022/12/16	P. 2-8	<p>(b) ステータスの項番 11 登録識別情報等通知書等交付待ち、項番 12 再納付指示待ちの記載順を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更前 11 登録識別情報等通知書等交付待ち 12 再納付指示待ち</li> <li>・変更後 11 再納付指示待ち 12 登録識別情報等通知書等交付待ち</li> </ul>
2.0	2022/12/16	P. 2-8	<p>(b) ステータスの項番 12 登録識別情報等通知書等交付待ちの申請ステータスを以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更前 申請中</li> <li>・変更後 手続完了</li> </ul>

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2. 0	2022/12/16	P. 2-9	<p>(4) 特記事項を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更前           <p>① OSS から取得した情報をもとに本システムで設定する日時の項目を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 状況更新日時 :</li> <li>本システムが申請状況の更新を OSS より検知した日時</li> <li>状況更新日時は「申請ステータス」が『手続完了』の場合、手続完了日となる。</li> <li>ただし、状況更新日時は本システムが申請状況の更新を検知した日時のため、OSS での手続完了日と異なる場合がある。</li> </ul> </li> <li>・ 変更後           <p>① OSS から取得した情報をもとに本システムで設定する日時の項目を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 状況更新日時 :</li> <li>本システムが申請状況の更新を OSS より検知した日時</li> <li>状況更新日時は「申請状況ステータス」が『登録識別情報等通知書等交付待ち』の場合、交付準備完了日となる。</li> <li>「申請状況ステータス」が『手続（交付）完了』の場合、交付完了日となる。</li> <li>ただし、状況更新日時は本システムが申請状況の更新を検知した日時のため、OSS での交付準備完了日、交付完了日と異なる場合がある。</li> </ul> </li> <li>・ 交付準備完了日 :           <p>本システムが交付準備の完了を OSS より検知した日</p> <p>ただし、交付準備完了日は本システムが交付準備の完了を検知した日のため、OSS での交付準備完了日と異なる場合がある。</p> </li> </ul>
2. 1	2023/12/20	P. 1-1	図 1-1 OSS 申請の流れ(ステータス遷移及び利用機能一覧) (1/2)において、依頼前、受付前、キャッシュレス利用有を追加
2. 1	2023/12/20	P. 1-1	図 1-1 OSS 申請の流れ(ステータス遷移及び利用機能一覧) (1/2)において、【補正要求(再送)】自動車税申告補正待ちを追加

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.1	2023/12/20	P. 1-2	図 1-2 OSS 申請の流れ(ステータス遷移及び利用機能一覧) (2/2)において、【補正要求(再送)】自動車税申告補正待ち、差戻中のフローを追加
2.1	2023/12/20	P. 2-3	2.1 依頼データ初期登録、2.2 依頼データ検索を追加 以降の項番を繰り下げ
2.1	2023/12/20	P. 2-27	図 2-15 申請データ検索への遷移のイメージを差し替え
2.1	2023/12/20	P. 2-27	(2)画面のレイアウトのイメージを差し替え
2.1	2023/12/20	P. 2-28	(b)ステータスの全ステータスの利用可能な機能にメモ更新を追加
2.1	2023/12/20	P. 2-28	(b)ステータスに項番 6 補正要求(再送)を追加 以降の項番を繰り下げ
2.1	2023/12/20	P. 2-28	(3)入力項目に【7】キャッシュレス利用、【15】メモを追加 以降の項番を繰り下げ
2.1	2023/12/20	P. 2-29	(4)特記事項③の表 2-11 申請データ検索画面で使用する略称に項番 2 キャッシュレス利用、項番 3 メモを追加
2.1	2023/12/20	P. 2-30	(2)画面のレイアウトのイメージを差し替え
2.1	2023/12/20	P. 2-33	(b)ステータスの全ステータスの利用可能な機能にメモ更新を追加
2.1	2023/12/20	P. 2-33	(b)ステータスに項番 33 自動車税申告補正待ちを追加 以降の項番を繰り下げ
2.1	2023/12/20	P. 2-34	(4)特記事項に(B)、(C)、(D)を追加
2.1	2023/12/20	P. 2-35	2.3.3 添付書類データ更新、2.3.4 メモ更新を追加
2.2	2024/12/20	P. 1-1	図 1-1 OSS 申請の流れ(ステータス遷移及び利用機能一覧) (1/2)の自動車税まとめ払い中を以下のとおりに変更 ・変更前 【申請中】自動車税まとめ払い中 ・変更後 【申請中】自動車税まとめ払い中/ダイレクト納付中
2.2	2024/12/20	P. 2-12	(2)画面のレイアウトのイメージを差し替え

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.2	2024/12/20	P. 2-18	<p>(4) 特記事項②を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更前 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「送信フラグ」あり：</li> <li>申請内容のチェックの結果にエラーがある場合、代理人へ依頼不可。</li> <li>申請内容のチェックの結果にエラーがない場合、「申請ステータス」が『受付前』となり、代理人へ依頼が行われる。</li> <li>・ 「送信フラグ」なし：</li> <li>申請内容のチェックの結果にエラーがある場合、申請情報の保存不可。</li> <li>申請内容のチェックの結果にエラーがない場合、申請情報は保存されるが、代理人へ依頼は行われない。</li> <li>なお、添付書類データについては、「送信フラグ」なしの場合、該当する申請の添付書類の有無によらず申請情報の保存が可能である。</li> </ul> </li> <li>・ 変更後 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「送信フラグ」あり：</li> <li>申請内容のチェックの結果にエラーがある場合、代理人へ依頼不可。</li> <li>申請内容のチェックの結果にエラーがない場合、「申請ステータス」が『受付前』となり、代理人へ依頼が行われる。</li> <li>担当者（送信不可）ユーザーで確定ボタンを選択した場合、エラーとなる。</li> <li>・ 「送信フラグ」なし：</li> <li>申請内容のチェックの結果にエラーがある場合、申請情報の保存不可。</li> <li>申請内容のチェックの結果にエラーがない場合、申請情報は保存されるが、代理人へ依頼は行われない。</li> <li>なお、添付書類データについては、「送信フラグ」なしの場合、該当する申請の添付書類の有無によらず申請情報の保存が可能である。</li> </ul> </li> </ul>
2.2	2024/12/20	P. 2-18	<p>(4) 特記事項の⑥を削除</p> <p>以降の番号を繰り上げ</p>

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2. 2	2024/12/20	P. 2-18	(4) 特記事項に⑧、⑨、⑩、⑭を追加 以降の番号を繰り下げ
2. 2	2024/12/20	P. 2-21	(4) 特記事項に④、⑤、⑥、⑦を追加
2. 2	2024/12/20	P. 2-22	(4) 特記事項に③を追加
2. 2	2024/12/20	P. 2-23	(4) 特記事項に③を追加
2. 2	2024/12/20	P. 2-27	2. 2. 10 入力補助(申請テンプレート)を追加
2. 2	2024/12/20	P. 2-29	(2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え
2. 2	2024/12/20	P. 2-35	(b) ステータスに項番 16 自動車税ダイレクト納付中を追加 以降の項番を繰り下げ
2. 3	2025/3/19	P. 2-35	(b) ステータスの項番 3 保管場所証明申請中、項番 4 保管場所証明申請手数料まとめ払い中、項番 5 保管場所証明申請審査中、項番 6 保管場所標章交付手数料まとめ払い中、項番 7 保管場所標章送付待ち、項番 18 自動車検査証交付待ち、項番 19 手続(交付)完了、項番 22 保管場所証明申請中、項番 25 保管場所証明申請中、項番 28 保管場所証明申請補正待ち、項番 29 保管場所証明申請補正受付処理中、項番 36 保管場所証明申請無効、項番 38 保管場所証明申請却下、項番 40 保管場所証明申請中、項番 41 保管場所証明申請取り下げ中、項番 44 保管場所証明申請取り下げを削除 以降の項番を繰り上げ
2. 3	2025/3/19	P. 2-35	(b) ステータスの項番 13 自動車検査証交付待ちの申請状況ステータスを以下のとおりに変更 ・ 変更前 自動車検査証交付待ち ・ 変更後 登録識別情報等通知書等交付待ち
2. 4	2025/12/22	P. 1-1	図 1-1 OSS 申請の流れ(ステータス遷移及び利用機能一覧) (1/2)において、依頼エラーを追加
2. 4	2025/12/22	P. 1-2	図 1-2 OSS 申請の流れ(ステータス遷移及び利用機能一覧) (2/2)において、依頼エラーを追加
2. 4	2025/12/22	P. 1-2	表 1-1 凡例詳細において、グレー矢印を追加
2. 4	2025/12/22	P. 2-4	(2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え
2. 4	2025/12/22	P. 2-5	(b) ステータスに項番 7 依頼エラーを追加
2. 4	2025/12/22	P. 2-9	(b) ステータスに項番 7 依頼エラーを追加

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.4	2025/12/22	P. 2-10	<p>(4) 特記事項の(B)を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更前</li> <li>(B) 依頼データ更新 依頼データ更新の利用条件を以下に示す。 ①依頼データ更新が利用可能な「申請ステータス」を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・依頼前</li> <li>・差戻中</li> </ul> </li> <li>・変更後</li> <li>(B) 依頼データ更新 依頼データ更新の利用条件を以下に示す。 ①依頼データ更新が利用可能な「申請ステータス」を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・依頼前</li> <li>・差戻中</li> <li>・依頼エラー</li> </ul> </li> </ul>
2.4	2025/12/22	P. 2-10	<p>(4) 特記事項の(C)を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更前</li> <li>(C) 電子委任状設定 電子委任状設定の利用条件を以下に示す。 ①電子委任状設定が利用可能な「申請ステータス」を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・依頼前</li> <li>・差戻中</li> </ul> </li> <li>・変更後</li> <li>(C) 電子委任状設定 電子委任状設定の利用条件を以下に示す。 ①電子委任状設定が利用可能な「申請ステータス」を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・依頼前</li> <li>・差戻中</li> <li>・依頼エラー</li> </ul> </li> </ul>

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.4	2025/12/22	P. 2-10	<p>(4) 特記事項の(D)を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更前           <p>(D) 預入電子委任状設定（旧所有者） 預入電子委任状設定（旧所有者）の利用条件を以下に示す。</p> <p>① 預入電子委任状設定（旧所有者）は、以下の条件を全て満たす場合に利用可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用開始日を経過している依頼人証明書が存在すること</li> <li>・既に預入電子委任状設定（旧所有者）がされていないこと</li> <li>・所有者の預入電子委任状が設定されていないこと</li> <li>・所有者の電子委任状が設定されていないこと</li> <li>・「申請ステータス」が『依頼前』又は『差戻中』であること</li> </ul> </li> <li>・変更後           <p>(D) 預入電子委任状設定（旧所有者） 預入電子委任状設定（旧所有者）の利用条件を以下に示す。</p> <p>① 預入電子委任状設定（旧所有者）は、以下の条件を全て満たす場合に利用可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用開始日を経過している依頼人証明書が存在すること</li> <li>・既に預入電子委任状設定（旧所有者）がされていないこと</li> <li>・所有者の預入電子委任状が設定されていないこと</li> <li>・旧所有者の電子委任状が設定されていないこと</li> <li>・「申請ステータス」が『依頼前』、『差戻中』又は『依頼エラー』であること</li> </ul> </li> </ul>

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.4	2025/12/22	P. 2-10	<p>(4) 特記事項の(E)を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更前</li> <li>(E) 預入電子委任状設定（所有者） 預入電子委任状設定（所有者）の利用条件を以下に示す。</li> <li>①預入電子委任状設定（所有者）は、以下の条件を全て満たす場合に利用可能。</li> <li>・利用開始日を経過している依頼人証明書が存在すること</li> <li>・既に預入電子委任状設定（所有者）がされていないこと</li> <li>・所有者の預入電子委任状が設定されていないこと</li> <li>・所有者の電子委任状が設定されていないこと</li> <li>・「申請ステータス」が『依頼前』又は『差戻中』であること</li> <li>・変更後</li> <li>(E) 預入電子委任状設定（所有者） 預入電子委任状設定（所有者）の利用条件を以下に示す。</li> <li>①預入電子委任状設定（所有者）は、以下の条件を全て満たす場合に利用可能。</li> <li>・利用開始日を経過している依頼人証明書が存在すること</li> <li>・既に預入電子委任状設定（所有者）がされていないこと</li> <li>・所有者の預入電子委任状が設定されていないこと</li> <li>・旧所有者の電子委任状が設定されていないこと</li> <li>・「申請ステータス」が『依頼前』、『差戻中』又は『依頼エラー』であること</li> </ul>

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.4	2025/12/22	P. 2-10	<p>(4) 特記事項の(F)を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更前</li> <li>(F) 預入電子委任状設定解除 預入電子委任状設定解除の利用条件を以下に示す。</li> <li>①預入電子委任状設定解除は、以下の条件を全て満たす場合に利用可能。</li> <li>・預入電子委任状設定がされていること</li> <li>・「申請ステータス」が『依頼前』又は『差戻中』であること</li> <li>・変更後</li> <li>(F) 預入電子委任状設定解除 預入電子委任状設定解除の利用条件を以下に示す。</li> <li>①預入電子委任状設定解除は、以下の条件を全て満たす場合に利用可能。</li> <li>・預入電子委任状設定がされていること</li> <li>・「申請ステータス」が『依頼前』、『差戻中』又は『依頼エラー』であること</li> </ul>
2.4	2025/12/22	P. 2-11	<p>(4) 特記事項の(G)を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更前</li> <li>(G) 依頼データ削除 依頼データ削除の利用条件を以下に示す。</li> <li>①依頼データ削除が利用可能な「申請ステータス」を以下に示す。</li> <li>・依頼前</li> <li>・差戻中</li> <li>・変更後</li> <li>(G) 依頼データ削除 依頼データ削除の利用条件を以下に示す。</li> <li>①依頼データ削除が利用可能な「申請ステータス」を以下に示す。</li> <li>・依頼前</li> <li>・差戻中</li> <li>・依頼エラー</li> </ul>

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.4	2025/12/22	P. 2-18	<p>(4) 特記事項②を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更前 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「送信フラグ」あり：</li> <li>申請内容のチェックの結果にエラーがある場合、代理人へ依頼不可。</li> <li>申請内容のチェックの結果にエラーがない場合、「申請ステータス」が『受付前』となり、代理人へ依頼が行われる。</li> <li>担当者（送信不可）ユーザーで確定ボタンを選択した場合、エラーとなる。</li> <li>・ 「送信フラグ」なし：</li> <li>申請内容のチェックの結果にエラーがある場合、申請情報の保存不可。</li> <li>申請内容のチェックの結果にエラーがない場合、申請情報は保存されるが、代理人へ依頼は行われない。</li> <li>なお、添付書類データについては、「送信フラグ」なしの場合、該当する申請の添付書類の有無によらず申請情報の保存が可能である。</li> </ul> </li> <li>・ 変更後 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「送信フラグ」あり： <ul style="list-style-type: none"> <li>申請内容のチェックの結果にエラーがある場合、代理人へ依頼不可。</li> <li>申請内容のチェックの結果にエラーがない場合、「申請ステータス」が『受付前』となり、代理人へ依頼が行われる。</li> <li>担当者（送信不可）ユーザーで確定ボタンを選択した場合、エラーとなる。</li> <li>・ 「送信フラグ」なし： <ul style="list-style-type: none"> <li>申請内容のチェックの結果にエラーがある場合、申請情報の保存不可。</li> <li>申請内容のチェックの結果にエラーがない場合、申請情報は保存されるが、代理人へ依頼は行われない。</li> <li>申請内容のチェックの結果にエラーがなく、「申請ステータス」が『依頼エラー』の場合、「申請ステータス」を『依頼前』に更新する。</li> <li>なお、添付書類データについては、「送信フラグ」</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>



OSS 申請共同利用システム  
操作マニュアル

Copyright<sup>®</sup> 2017  
公益財団法人 自動車情報利活用促進協会

本マニュアルを事前の許可なく複製、転載、再配布することを禁じます。